## 3. 自主防災組織の役割

（幸手東武団地自治会自主防災細則第3条の別表(2)）

| 災害対策本部役員 | | | 役割の概要 |
|---|---|---|---|
| 災害対策本部長（会長） | 副本部長（副会長） | | ・対外（市役所他各機関）との広報窓口<br>・指定避難場所、避難所の設置確認および救護所の設置確認<br>・医療機関・消防・警察との連携 |
| | | 総務・情報担当部<br>（事務局長）<br>（広報部長） | ・災害対策本部の設置および本部運営<br>・各班との連絡、調整<br>・事務局員へ自治会管理書類等の保護の指示<br>・被害状況、災害情報の収集、報告<br>・火災状況等の本部へ連絡<br>・安否確認の指示 |
| | | | ・担当区の避難行動要支援者の避難誘導の指示 |
| | 副本部長（副会長） | 消火・避難誘導担当部<br>（総務部長）<br>（文教青年部長）<br>（財務部長） | ・火災の初期消火<br>・避難人員確認（要支援者の把握）<br>・指定避難場所、避難所の設置確認および救護所の設置確認<br>・会員の避難誘導者をマッチングする |
| | | | ・担当区の避難行動要支援者の避難誘導の指示 |
| | 副本部長（副会長） | 救援救護・給水給食担当部<br>（生活環境部長）<br>（福利厚生部長）<br>（会館管理部長） | ・負傷者の救護指示と状況把握<br>・避難行動要支援者の救援救護の指示<br>・救援物資の受入窓口、配分<br>・食糧、飲料水の調達、配分の指示<br>・炊き出し指示 |
| | | | ・担当区の避難行動要支援者の避難誘導の指示 |

※会長担当区の避難行動要支援者の避難誘導の指示は当該区の担当部長が補佐

| 防災班長の役割 | 災害ボランティアの役割 |
|---|---|
| ・班内会員への避難の連絡 | |
| 被害状況、災害状況の本部報告 | |
| 安否確認と本部報告 | |
| ・指定避難場所、避難所へ会員の避難誘導（避難行動要支援者、他） | |
| ・負傷者の救護<br>・避難行動要支援者の救援救護 | |
| ・救援物資の受入、配分、炊き出し協力 | |

※各防災班長、各災害ボランティアの災害時の役割は年度初めの会議に於いて、予め承認を求め決めておくこと。

※各班の会員は自主防災組織体制の一員であり、防災班長のもとに協力し合うこと。